

## [事案 28-227] 契約解除取消等請求

・平成 29 年 9 月 8 日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、以前、募集人に病歴を伝えていた等の理由により、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した医療保険について、契約数か月後に咽頭がんにより入院したため、入院給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知日の数年前における胃がんの入院・手術歴について告知していなかったとして契約を解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1) 自分の妻は、募集人に対して、自分が胃がん罹患していたことを伝えていた。募集人は、顧客の記憶があいまいであれば、胃がん罹患した時期を調べてから契約するよう指導すべきである。
- (2) 募集人からは、告知書の回答がすべて「はい」と記載されていたことについて、「いいえ」と書き換えるよう指示された。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の妻から、申立人が告知日の 5 年以内に胃がん罹患していたことを聞いていない。募集人は、申立人が上記胃がん罹患する以前に、申立人の妻から、申立人が昔がん罹患したことがある旨を聞いていたが、それ以上の事情は聞いておらず、告知時に具体的な事情を質問して記入を促すまでの義務はない。
- (2) 募集人が、「いいえ」に書き換えるよう指示したのは、告知内容が書き間違いであると判断し、正しい記入をして下さいという意味で伝えたものである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および告知時の状況等について把握するため、申立人および申立人の妻、募集人 2 名に対し事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が告知しなかったことは重大な過失に該当する可能性があるが、募集人は契約者・被保険者である申立人本人と面談しておらず、告知の重要性および告知義務違反の効果について説明をしていない。本契約は乗換契約であり、乗換前の契約であれば支払われた保険金等が支払われなくなる可能性があるため、募集人はより一層注意して、上記の点について十分に説明をする必要があった。
- (2) 申立人が告知書において全て「はい」に丸をつけていることに対して、募集人は、申立人の妻に無料通話アプリのメッセージ機能で「いいえ」に書き換えるよう指示している。これは、告知の不自然な点を指摘して確認するのではなく、単純に「いいえ」と書くように

指示しているものであり、前後の事情が明らかではないので明確な判断はできないが、不告知教唆と捉えられる可能性がある。このような事情を考慮すれば、保険会社の解除権行使が妥当なものとは判断することはできない。

- (3)また、告知義務違反による解除の効果に直接影響を与えるものではないが、本契約の実質的な募集行為（設計書の作成、契約内容の説明）は、休職中の募集人が中心となって行ったものであり、本契約の書面上の取扱者である募集人は形式的なものであった。保険会社はその職務を監督できない者が募集することは極めて不適切であり、本紛争の一因であるとも考えられる。